

別紙様式1  
平成17年9月分

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
1	平成17年度1989年未森林現況図作成事業	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年9月20日	独立行政法人森林総合研究所 (茨城県つくば市松の里1)	119,982,208	本事業は、京都議定書に定められた二酸化炭素の吸収・排出量の算出基礎となる基準年における森林区分を客観的に証明するため、基準年当時の空中写真のデジタルオルソを基にした国有林分の森林現況図の作成について、その作成にかかる技術開発を行いつつ実施するものである。 広域的な森林現況図の作成及び精度評価についてはこれまで例がなく、国際的に認知され得る精度であること等が求められることから、極めて特殊で専門的な業務となっている。(独)森林総合研究所は、森林・林業に関する調査・研究の専門機関であり、本事業で必要とされる高度な技術・知見を有する唯一の機関であり、本事業の性格上競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。	
2	平成17年度治山事業積算基準分析調査(積算体系化)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年9月2日	財団法人 林業土木コンサルタンツ (港区赤坂1-9-13)	3,440,000	本調査は、「ユニットプライス型積算方式」と「森林土木工事における工事・工種の体系化」について共通の考え方をもち調査、解析及び検討を行う必要があることから、契約の履行に特殊な技術を要する調査であり、当法人は、所要の専門的知識及び技術を有するとともに、本調査を継続実施してきた過程で得られた知見を活用できることから、特定の者と契約しなければ契約の目的を達することができないものと認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。	
3	平成17年度治山工事施工実態分析調査(森林整備等の歩掛調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年9月21日	財団法人 林業土木コンサルタンツ (港区赤坂1-9-13)	4,380,000	本調査は、平成15年度から平成17年度の期間において、森林整備の標準歩掛を制定するため、森林整備に関する施工実態調査のデータを収集、追加調査、調査解析、とりまとめを行っているものであり、事業の特殊性及び継続事業で、前年度まで事業を実施した者に行われた場合、履行期間の短縮、経費の節減、円滑かつ適切な事業の実施が確保できる等有利と認められ、会計法第29条の3第4項、及び予算決算及び会計令第102条の4第3項に該当するため。	

	物品等又は役務の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由	備考
4	森林理水機能調査(森林整備手法等基準化調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年9月2日	社団法人日本森林技術協会 (東京都千代田区六番町7番地)	6,910,000	本業務は、森林の水源かん養機能を高度に発揮させるための土木工法と森林の整備手法についての基準化に資するための調査を昭和59年度から実施しているものである。このため、本業務は長期間の調査データの蓄積及び検討を重ねて一定の成果を得ることとしているものであり、その過程で蓄積された経験・知見・技術等をもって、はじめて一連の事業が効率的かつ合理的に行えるものである。このため、競争又は企画競争に付することが不利と認められ、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	
5	荒廃現況調査(水土保全機能事業評価指針策定調査)	支出負担行為担当官 林野庁長官 前田直登 (東京都千代田区霞が関1-2-1)	平成17年9月1日	財団法人水利科学研究所 (東京都文京区後楽一丁目7番12号)	4,430,000	本業務は、昭和59年度から実施している水土保全機能強化総合モデル事業効果調査により得られた調査データについて、今後の水源地域の効率的な整備に資することを目的として、平成13年度より調査データの整理及び解析を行い、平成17年度に最終的なとりまとめ及び水土保全施設の効率的な事業の評価手法を検討を実施することとしている。このため、本業務は長期間の調査データの蓄積及び検討を重ねて一定の成果を得ることとしているものであり、その過程で蓄積された経験・知見・技術等をもって、はじめて一連の事業が効率的かつ合理的に行えるものである。このため、競争又は企画競争に付することが不利と認められ、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するため。	

備考

(1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

(2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。